落　札

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成31年3月13日　　経理責任者　独立行政法人国立病院機構佐賀病院長　島　　正義

（佐賀県佐賀市日の出１―20―１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　41

①75　②院内清掃業務委託　一式　③購入等　④一般　⑤31．1．31　⑥キョウワプロテック㈱　福島県福島市五月町３番20号　⑦97,200,000円　⑧30．11．30　⑪総合評価

①22、31　②手術麻酔記録支援システム　一式　③購入等　④一般　⑤30．12．19　⑥㈱キシヤ　福岡県福岡市東区松島１丁目41番21号　⑦38,232,000円　⑧30．10．22　⑪最低価格

報　告

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年３月13日

国立研究開発法人

医薬基盤・健康・栄養研究所

◎調達機関番号　801　◎所在地番号　27

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所特定調達契約事務取扱規程（平成27年規程第68号）の一部を次のように改正する。

第14条から第16条までを３条ずつ繰り下げる。

第13条第１項第五号中「第８条第４項」を「第９条第４項」に改め、同条を第16条とする。

第12条第２項第七号中「第７条」を「第８条」に、「第６条」を「第７条」に改め、同条を第15条とする。

第11条第１項第七号中「第７条」を「第８条」に、「第６条」を「第７条」に改め、同条を第14条とする。

第10条第１項第一号中「第６条又は第７条第２項」を「第７条又は第８条第２項」に改め、「第６条第１項第七号」を「第７条第１項第八号」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の一条を加える。

（落札）

第13条　契約担当役は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

第９条を第10条とし、同条の次に次の一条を加える。

（技術仕様）

第11条　契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

一　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

二　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

２　契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

第８条第１項中「公告をし又は」を「公告をし、又は」に、「第４条第１項」を「第５条第１項」に改め、同条第２項中「第７条第３項」を「第８条第３項」に改め、同条第３項中「第６条第１項第２号」を「第７条第１項第２号」に改め、同条を第９条とする。

第７条第１項中「第５条第１項」を「第６条第１項」に改め、同条を第８条とする。

第６条第１項第七号中「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（以下「会計規程」という。）」を「会計規程」に、同項第八号中「第10条」を「第12条」に改め、同条を第７条とする。

「第５条」を「第６条」に改める。

「第４条」を「第５条」とし、次のように改める。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第５条　契約担当役は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、研究所の入札に参加しようとする者（厚生労働省の競争に参加する者に必要な資格を有する者又は契約の内容に応じて契約担当役が定める資格を有する者を除く。）から競争に参加する者に必要な資格の審査について申請を受けた時は、随時にしなければならない。

２　供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、契約担当役は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

３　契約担当役は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（以下「会計規程」という。）第37条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに第１項に基づく申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

４　契約担当役は、会計規程第38条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

５　契約担当役は、指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項、第１項に基づく申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。

６　契約担当役は、第２項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達をする物品等又は特定役務の種類

二　第１項に基づく資格の有効期限及び当該期間の更新手続

７　契約担当役は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

第３条第１項第三号中「建築」を「建設」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（参加のための条件）

第４条　契約担当役は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

附　則（平成31年１月18日31規程第２号）

１　この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。

２　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。